

小高区自治振興基金処分に係る検討資料

事業名	①高校生による小高区での実践事業 ②小高区花のまちづくり推進事業 ③小高区街なか賑わい創出事業 (所管：小高区地域振興課)
事業概要	別紙【資料 1 - 2】を参照

事業実施状況	平成 29 年度 (前々年度)	○事業費 734 千円
		○実施内容 ①高校生による小高区での実践事業
	平成 30 年度 (前年度)	○事業費 862 千円
		○実施内容 ①高校生による小高区での実践事業

今年度以降の総事業費	令和元年度 (今年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
	① 1, 269 千円 ② 888 千円 ③ 5, 500 千円 計 7, 657 千円	① 1, 301 千円 ② 1, 200 千円 ③ 5, 500 千円 計 8, 001 千円	(未定)

○「南相馬市小高区自治振興基金条例」による処分基準

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

処 分 基 準 チェック	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 自治区内の特色あるまちづくりの推進について特に必要と認める事業 <input type="checkbox"/> (2) 人材及び公共的団体等の育成について特に必要と認める事業 <input type="checkbox"/> (3) 文化及び体育・スポーツの振興について特に必要と認める事業 <input type="checkbox"/> (4) 高齢者等の保健福祉の増進について特に必要と認める事業 <input checked="" type="checkbox"/> (5) 環境、国土保全及び緑化推進について特に必要と認める事業
-----------------	--

自治振興基金の処分妥当性判断チェック

処 分 妥 当 性 判 断 チェック ※これら全て を満たすもの が対象となり ます。	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 基金を処分する自治区、自治区の住民、企業及び組織または、自治区内の地域資源（住民等を除く）を対象として実施する事業である。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 営利を目的としない公益的な事業である。 <input checked="" type="checkbox"/> (3) 受益者が一定の者に限定されていない事業である。 <input checked="" type="checkbox"/> (4) 事業を実施することで、当該自治区の発展が期待できる。 <input checked="" type="checkbox"/> (5) これまで他の助成等を受けていない事業である。 <input type="checkbox"/> ※ 助成等の措置が終了又は受けることができなくなったが、事業を実施しなかった場合に当該自治区の振興又は発展に影響が生じる事業である。 <input checked="" type="checkbox"/> (6) 市の復興総合計画等、市の各施策との整合性が確保されている事業である。
--	--